

平成26年(ラ)第127号 市町村長処分不服申立審判に対する即時抗告事件(原審・津家庭裁判所松阪支部平成25年(家)第911号)

決 定

三重県松阪市殿町1340番地1

送達場所・名古屋市中区三の丸二丁目2番1号 名古屋法務局訟務部

抗 告 人 松阪市長

山 中 光 茂

指 定 代 理 人 石 田 正 信

ほか11名

[REDACTED]  
相 手 方 斎 藤 直 正

[REDACTED]  
相 手 方 斎 藤 淳 子  
主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨及び理由

本件抗告の趣旨は、「原審判を取り消す。相手方らの申立てを却下する。」との裁判を求めるというものであり、その理由は、別紙「抗告理由書」(写し)に記載するとおりである

第2 当裁判所の判断

- 1 相手方らの間に、平成25年6月8日、二女が出生し、相手方斎藤直正は、二女の名を「天巫」とする出生届の追完届(以下「本件追完届」という。)を松阪市に提出したところ、抗告人は、「巫」の文字(以下「本件文字」という。)が戸籍法(以下「法」という。)50条、同法施行規則(以下「施行規則」とい

う。) 60条に定める文字ではないことを理由として、本件追完届を不受理とする処分(以下「本件処分」という。)をした。本件は、相手方らが本件処分を不服として、抗告人に対し、本件追完届の受理を求めた事案である。

原審は、本件文字は社会通念上明らかに常用平易な文字であると認めるのが相当であるとして、抗告人に対し、本件追完届を受理するよう命じた。そこで、抗告人が即時抗告した。

2 当裁判所も、原審と同様に、本件文字は社会通念上明らかに常用平易な文字であると認め、抗告人に対し、本件追完届を受理するよう命じるのが相当であると判断する。その理由は、3のとおり抗告理由に対する判断を加えるほかは、原審判の「理由」中の「第2 当裁判所の判断」の1ないし4に記載するとおりであるから、これを引用する。

3(1) 抗告人は、法制審議会の人名用漢字部会における審議を経て平成16年にされた法制審議会の答申を踏まえ、人名用漢字の大幅な見直しが行われ、同年9月27日及び平成21年4月30日の各施行規則の一部改正、平成22年11月30日の常用漢字表の改定、同日の施行規則の一部改正により、施行規則60条の内容は人名用漢字が大幅に拡大され、子の名に使用できる漢字が増加しているから、常用平易な文字の範囲は、基本的には同条に列挙されているものに限られ、常用平易性に関する新たな特段の事情がない限り、施行規則60条に列挙されたもの以外の漢字については常用平易性が認められない旨主張する。

しかし、法50条1項は、単に、子の名に用いることのできる文字を常用平易な文字に限定する趣旨にとどまらず、常用平易な文字は子の名に用いることができる旨を定めたものというべきであるから、家庭裁判所は、審判手続に提出された資料、公知の事実等に照らし、当該文字が社会通念上明らかに常用平易な文字と認められるときには、当該市町村長に対し、当該出生届の受理を命じることができるのである(最高裁判所平成15年12月25日)

第三小法廷決定・民集57巻11号2562頁（以下「最高裁平成15年決定」という。）参照）。そして、この理は、施行規則60条における人名用漢字が大幅に拡大され、子の名に使用できる漢字が増加していくことではないといえる。したがって、子の名に使用できる漢字が増加しているからといって、常用平易な文字の範囲が施行規則60条に列挙されているものに限られるということにはならないのであり、社会通念上、常用平易であることが明らかな文字を子の名に用いることができる文字として定めなかった場合でも、同条が法による委任の趣旨を逸脱してはいないとみることはできないものである。家庭裁判所において、ある漢字が社会通念上常用平易であるかを判断する場合、抗告人が主張する人名用漢字部会による選考過程の判断は尊重されるべきではあるものの、審判手続に提出された資料、公知の事実等に照らし、当該文字が社会通念上明らかに常用平易な文字と認められるときは、当該市町村長に対し、当該出生届の受理を命じることができるものである。

(2) 抗告人は、本件文字に安易に常用平易性を認めると、上記の改正経過を経て画定した施行規則60条が定める子の名に使用することができる漢字の範囲（常用漢字表に掲げる漢字及び別表第二に掲げる漢字）が有名無実になるに等しく、戸籍事務を管掌する者によりどころがなくなつて全国の戸籍事務が混乱し、常用平易な文字の範囲の画定を法務省令に委ねて戸籍制度における全国統一的な処理を確保しようとした法50条の趣旨に反する旨主張する。

しかし、法50条1項が子の名には常用平易な文字を用いなければならぬ旨定めた趣旨は、従来、子の名に用いられる漢字には極めて複雑、難解なものが多く、そのため、命名された本人や関係者に、社会生活上、多大の不便や支障を生じさせたことから、子の名に用いられるべき文字を常用平易な文字に制限し、これを簡明なものとする目的とするものと解される。

また、同条2項が、法務省令で常用平易な文字の範囲を定めるものとしてい

るのは、当該文字が常用平易であるか否かは、社会通念に基づいて判断されるべきものであるが、その範囲は、必ずしも一義的に明らかではなく、時代の推移、国民意識の変化等の事情によっても変わり得るものであり、専門的な観点からの検討を必要とするものである上、上記の事情の変化に適切に対応する必要があることなどから、その範囲の確定を法務省令に委ねる趣旨である（以上、最高裁平成15年決定参照）。そうすると、抗告人が主張する戸籍制度における全国統一的な処理の確保は、施行規則60条が常用平易な漢字を限定列挙したことによる効果であって、法50条2項が、そのような統一的な処理の確保を目的として、法務省令をもって常用平易な文字の範囲を定めるものとしたとは解されない。したがって、抗告人が主張するような統一的な処理の確保ということから常用平易性に関する新たな特段の事情がない限り、施行規則60条に列挙されたもの以外の漢字については常用平易性が認められないと解すべきものではない。

(3) 抗告人は、本件文字について個別に検討しても、平仮名や片仮名の字源でもなく、本件文字を構成要素とする常用漢字や人名用漢字はなく、本件文字を使う氏及び地名はあるもののその数は極めて少なく、「巫女」を「みこ」と読むのは難読とされているから、本件文字は常用平易とはいえない旨、また、総画数や構成要素等の事情、「漢字出現頻度数調査(2)」における出現順位、JIS第2水準の漢字であることのそれぞれをもって、常用平易とは認められない旨主張する。

しかし、平仮名や片仮名の語源となっていることやその文字を構成要素とする常用漢字や人名漢字があることや、その文字を使う氏や地名が多数あることが、常用平易性を肯定するための必須の要件とは解されない。そして、本件文字について、画数が7画で比較的少なく、「工」及び「人」という単純かつ一般的な構成要素からなること、本件文字を使った「巫女」（みこ）という語は、社会一般に十分周知されていること、「漢字出現頻度数調査(3)」、「同

(2)」における順位やJIS第2水準漢字であることに照らし、比較的使用されることの多い語であることは、原審判が第2の4で説示するとおりである。抗告人は、上記の諸点それだけでは常用平易性を認める根拠とならない旨主張するが、上記の諸点を総合的に判断すると、本件文字が明らかに常用平易な文字であるということができる。

(4) 抗告人は、本件文字を子の名として使用した場合に弊害が生じるか否かは常用平易性の判断とは関係がない旨主張する。しかし、(2)で説示した趣旨からして、当該文字の常用平易性を検討するに際し、当該文字を子の名として使用した場合に法50条1項が防止しようとする弊害が生じないか否かを検討するのも意味のあることといえる。

5 以上のとおり、抗告人の主張は、いずれも採用することができない。抗告人は、その他縷々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

### 第3 結論

よって、原審判は相当であり、本件抗告は理由がないから、棄却することとして、主文のとおり決定する。

平成26年8月8日

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判長裁判官 木下秀樹

裁判官 前澤功

裁判官 舟橋伸行

正 本

(別紙)

平成26年(家ニ)第1号

市町村長処分不服申立事件についてした審判に対する抗告事件

抗告人 松阪市長

原審申立人 斎藤直正 ほか1名



### 抗 告 理 由 書

平成26年4月21日

名古屋高等裁判所 御中

抗告人指定代理人	石 田 正 信
	稻 葉 真
	宮 城 朝 久
	長 尾 正 樹
	川 口 日 出 一
	伊 藤 広 美
	西 浦 有 一
	松 本 直 紀
	山 下 幸 彦

抗告人は、本書面において、抗告理由を明らかにする。

## 第1 事案の概要、原審判の要旨及び抗告理由の骨子

### 1 事案の概要

- (1) 平成25年6月8日、原審申立人斎藤直正及び斎藤淳子（以下、原審申立人斎藤直正を「申立人直正」、同斎藤淳子を「申立人淳子」といい、両名を「申立人ら」という。）の二女（出生届事件本人）が出生した。
- (2) 申立人直正は、平成25年6月13日、松阪市役所に二女の出生届提出のために来庁した。

担当窓口係職員が、当該届書を確認したところ、子の名「天巫」の「巫」の文字（以下「本件文字」という。）が戸籍法50条及び戸籍法施行規則（以下「施行規則」という。）60条に規定する子の名に用いることができる文字に含まれていなかつたため、申立人直正に対し、当該出生届を受理することはできない旨を説明し、別の文字に変更して出生届を提出するか、又は、不受理処分を受けた上で、津家庭裁判所松阪支部（以下「原審裁判所」という。）に不服申立てができると説明したところ、申立人直正は、「今日、出生届を提出したい。」と申し出た。

そこで、抗告人（窓口係職員）は、子の名を未定としての届出であれば受理できる旨説明したところ、申立人直正は補正に応じ、子の名を未定とする出生届書を提出したことから、抗告人は、同日、同届出を受理し、申立人直正に対し、後日、名が決まり次第同届出を追完するよう求めた。その後、抗告人は、同届出に基づき、申立人直正の戸籍について、子の名を空欄とし、子の身分事項欄に特記事項として「名未定」と記載した。

- (3) 申立人淳子は、平成25年10月23日、本件文字を使用した、子の名「天巫」を届け出る追完届（以下「本件追完届」という。）を提出した。

抗告人は、本件追完届に記載された本件文字「巫」が戸籍法50条及び施行規則60条に規定する子の名に用いることができる文字以外の文字であったため、本件追完届を不受理とし、平成25年10月25日、届出人である申立人淳子に対し、不受理決定通知を交付した。

- (4) 申立人らは、平成25年11月25日、原審裁判所に対し、本件追完届について、抗告人に対して受理することを命ずる旨の審判を求める戸籍法121条に基づく不服申立てをした。
- (5) 原審裁判所は、平成26年3月24日、抗告人に本件追完届の受理を命ずる旨の審判（原審判）をし、同月26日、審判書が抗告人に送達された。

## 2 原審判の要旨

原審判は、「巫」の文字が比較的少ない総画数であること、単純かつ一般的な構成要素からなっており、かつ、JIS第2水準の文字であることなどから、最高裁判所平成15年12月25日第三小法廷決定（民集57巻11号2562ページ。以下「最高裁平成15年決定」という。）にいう社会通念上明らかに常用平易な文字であると認定し、これを常用平易な文字として定めていない施行規則60条は、その限度で戸籍法50条1項及び2項の委任の趣旨に明らかに反して違法となるので、本件追完届を不受理とした処分も違法となるとの判断を示した。

## 3 本件抗告理由の骨子

しかしながら、戸籍制度における全国統一的な事務処理の必要性、戸籍法50条の趣旨、これまでの「常用平易な文字の範囲」の改訂経緯等に照らせば、施行規則60条により限定列挙されている「常用平易な文字」以外の漢字が「常用平易な文字」に当たる場合があるとしても、それは極めて例外的な場合に限定されるべきであるところ、本件文字は、原審判が指摘した諸事情を考慮しても、最高裁平成15年決定がいう「社会通念上明らかに常用平易な文字と認められるとき」に当たるとはいえない。したがって、原審判は、戸籍法50条1

項及び2項の解釈を誤った違法なものであるから、取り消されるべきである。

## 第2 戸籍法50条の趣旨等

### 1 戸籍事務における全国統一的な事務処理確保の重要性

戸籍制度は、国民の親族的身分関係を公証するものであるから、全国統一的な事務処理の確保が特に必要であり、戸籍に関する事務は、市町村長が管掌する（戸籍法1条1項）ものの、法務大臣は、市町村長が戸籍事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができ（同法3条1項）、市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができ（同法3条2項前段）、戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めるときは、指示をすることができる（同項後段）とされている。

したがって、戸籍に関する事務の処理に当たり、管掌者である市町村長ごとに判断が区々になるような事態は避けなければならない。

### 2 戸籍法50条及び施行規則60条の規定

戸籍法は、50条1項において、「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。」、同条2項において、「常用平易な文字の範囲は、法務省令でこれを定める。」とそれぞれ規定し、同項による委任を受けた施行規則60条は、戸籍法50条2項の常用平易な文字は、①常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）に掲げる漢字（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。）、②別表第二に掲げる漢字、③片仮名又は平仮名（変体仮名を除く。）とすると規定している。

### 3 戸籍法50条の趣旨

現行戸籍法の施行前には、名に使用する文字には法律上の制限がなかったため、子の名付けに用いられた漢字の中には極めて難読難解なものが少なからず

あり、そのため社会生活上において自他の被る不便不利益は測り知れないものがあった。そこで、昭和21年に漢字制限の問題が公式に取り上げられ、当用漢字表の制定（昭和21年11月16日内閣告示第32号）などがあったことから、戸籍法はその趣旨に従って、出生届に記載されるべき子の名の文字を制限して簡明にすることを図り、戸籍法50条を設けたものである（加藤令造「新版戸籍法逐条解説」308ページ）。

戸籍法50条2項は、常用平易な文字の範囲を法務省令で定める旨規定するが、その趣旨は、当該文字が常用平易であるか否かは社会通念に基づいて判断されるべきものであるが、その範囲は必ずしも一義的に明らかではなく、時代の推移、国民意識の変化等の事情によっても変わり得るものであり、専門的な観点からの検討を必要とする上、上記の事情の変化に適切に対応する必要があることなどから、その範囲の確定を法務省令に委ねたものである（最高裁平成15年決定も同旨。）。

上記委任を受けて、施行規則60条は、上記2のとおり、一定の範囲に属する文字をもって常用平易な文字とする手法を採用しているが、これは、戸籍官吏が、届出書に記載されている個々の文字について、それが常用平易な文字であるか否かの実質的な判断をすることが相当でないからである。仮に、届出があった都度、戸籍官吏にそのような実質的な判断を求めるすれば、日々大量に生じてくる届出事件が渋滞し、戸籍事務の円滑な処理を阻害することになるばかりでなく、上記1で述べたような全国統一的な処理を確保することが困難となることから、上記手法が合理的なものであることはいうまでもない。

### 第3 「常用平易な文字の範囲」の改訂の経緯

戸籍法50条が定める「常用平易な文字」の範囲は、時代の推移や国民一般の要望を踏まえた上で、国語審議会、民事行政審議会又は法制審議会への諮問を通じて、学識経験者、実務家等の専門家の幅広い意見に基づいて定められてきたも

のであり、現在に至るまで、次のとおり数度にわたって改訂されてきた（資料1）。

## 1 平成16年9月8日の法制審議会の答申までの経緯

### (1) 現行戸籍法施行当初

昭和23年の現行戸籍法施行当初においては、当用漢字表（昭和21年内閣告示第32号）に掲げる漢字（1850字）並びに片仮名及び平仮名（変体仮名を除く。）をもって常用平易な文字とされた。これは、昭和21年に漢字制限が公に取り上げられ、当用漢字表が制定されたことから、その趣旨にのっとって定められたものである。

### (2) 昭和26年及び昭和51年の人名用漢字の追加

その後、使用できる漢字の範囲の拡大を求める要望を受けて、国語審議会の建議により、昭和26年に「人名用漢字別表」（昭和26年内閣告示第1号）に掲げる漢字（92字）が、また、昭和51年に「人名用漢字追加表」（昭和51年内閣告示第1号）に掲げる漢字（28字）が人名用漢字に追加された。

### (3) 昭和56年の常用漢字表の制定に伴う改訂

昭和56年には、国語審議会の建議により、当用漢字表が廃止されるとともに、これに代えて漢字使用の目安とする常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）が制定され、子の名に用いる漢字については、戸籍等の民事行政との結びつきが強いことから、法務省にその取扱いが委ねられることになった。そこで、法務省では、この問題を学識経験者、実務家等で組織する民事行政審議会に諮問し、その答申を得た上で、常用漢字表に掲げる漢字（1945字）のほか、人名用のため特に認める漢字を施行規則の別表第二として定め、そこに掲げる漢字（166字）と、片仮名又は平仮名（変体仮名を除く。）をもって、常用平易な文字とした。

これにより、現行法の規定の形式が整うこととなった。

### (4) 平成2年、平成9年及び平成16年の人名用漢字の追加

その後、人名用漢字の増加を希望する国民一般の要望を受けて開催された民事行政審議会の答申に基づき、平成2年、別表第二に118字が追加され、そこに掲げられている漢字は、全部で284文字となった。さらに、平成9年に「琉」の1字が、平成16年2月に「兽」の1字、同年6月に「獅」の1字、同年7月に「駕」、「昆」及び「瀧」の3字が追加された。その結果、施行規則別表第二に掲げられている漢字は全部で290字となった。

#### (5) 平成16年9月8日の法制審議会の答申

ア 近年における人名用漢字に対する国民の価値観の多様化、制限外の文字に係る要望の増加、マスコミ報道等による人名用漢字の拡大に関する国民の関心の高まり、更には最高裁平成15年決定が出たことなどの情勢の変化等に鑑み、法務大臣は、平成16年2月10日、法制審議会に対し、「子の名に用いることができる漢字（人名用漢字）の範囲の見直し（拡大）についてご意見を承りたい。」旨の諮問をした。

イ そこで、法制審議会は、その調査審議のために人名用漢字部会を設置し、人名用漢字の制限方式、字種の選定、字体の選定について審議した上（下記2参照）、平成16年9月8日、法務大臣に対し、以下の旨の答申を行った（以下「平成16年答申」という。資料2）。

- ① 子の名には常用平易な文字を用いなければならないとする人名用漢字に関する制限方式（戸籍法50条1項）は、維持する。
- ② 「常用平易」な漢字の字種については、JIS漢字から、基本的に「漢字出現頻度数調査(2)」（資料3）に現れた出版物上の出現頻度に基づき、要望の有無・程度なども総合的に考慮して選定する。なお、名の社会性に鑑み、名に用いることが社会通念上明らかに不適当と認められる漢字は除外する。
- ③ i 基本的に、「表外漢字字体表」（平成12年12月8日国語審議会答申）に掲げられた字体を選定する。

ii 一字種一字体の原則は維持するが、例外的に一字種について二字体を認めることを排斥するものではない。

④ 結論として、488字（資料2〔3及び4枚目〕）を人名用漢字に追加するのが相当である。

## 2 平成16年答申に先立つ人名用漢字部会における審議について

### (1) 人名用漢字部会における字種の選定について

ア 人名用漢字部会においては、最高裁平成15年決定が「社会通念上明らかに常用平易と認められるか否か」の観点から判示していることを踏まえて、戸籍法の規定にできるだけ忠実に「常用平易」な漢字を選定する方向で審議することとされ、字種の選定に関しては、検討の対象漢字の大枠として、まずは、JIS漢字の第1水準及びJIS第2水準の漢字のうち、常用漢字表に掲げる漢字、人名用漢字別表に掲げる漢字及び許容字体を除いたもの（JIS第1水準の漢字2965字のうち770字、JIS第2水準の漢字3390字のうち3236字）が挙げられた。

このように、検討の対象漢字を、基本的には、JIS第1水準及びJIS第2水準の漢字にしたのは、JIS漢字はコンピュータ等における情報交換に用いる文字の符号化を規定したもので、昭和53年に通商産業大臣（当時）が制定した規格であり、制定当時から定められているJIS第1水準及びJIS第2水準の漢字は、社会一般において尊重され、幅広く用いられているものであること、及び我が国において、e-Japan重点計画の下、世界最高水準の高度情報通信ネットワーク社会が構築されることに鑑みると、今後、JIS漢字は、情報通信手段において、より一層、その重要性・汎用性を増すものと考えられることによるものである。

また、JIS第1水準の漢字は、一般日本語表記用漢字として、「①一般の漢字表にあるもの、②地名人名の漢字表にあるもの、③内閣告示等に根拠をもつもの（常用漢字、人名用漢字別表等）、④専門家の手による若

干の調整」により選定されたものであるのに対し、JIS第2水準の漢字は、個別分野用漢字として「主要4漢字表（情報処理学会標準漢字コード表、行政管理庁基本漢字、日本生命人名漢字表、国土行政区画総覧）のいずれかに現れ、第1水準漢字集合に含まれなかつた漢字のすべて」により選定されたもの（資料4）であることから、人名用漢字部会においては、JIS第1水準の漢字については原則として常用平易性が認められるであろうという観点から検討を行い、JIS第2水準の漢字については、常用平易性を個別に検討し、常用平易性が認められるものについてのみ人名用漢字に追加するのが相当であるとされた。（なお、本件文字の「巫」は、JIS第2水準の漢字である。）

他方、近年拡張されているJIS第3水準及びJIS第4水準の漢字は、平成1・2年の規格改正において、出現範囲の広さなどを基に選定されたものであるが、当時は、大半のコンピュータに搭載されているとはいひ難いものであるため、人名用漢字部会では、原則として検討対象とはされなかつた。

イ 「常用平易」な漢字の具体的な選定に当たっては、文部大臣（当時）の諮問機関である国語審議会が平成12年12月に「一般の社会生活において、常用漢字以外の漢字を使用する場合の『字体選択のよりどころ』となること」を目的として答申した「表外漢字字体表」の作成に際し主として使用された「漢字出現頻度数調査(2)」（資料3）の結果を活用することとされた。

この調査は、当時、385の書籍に用いられた約3330万字の漢字を対象として行われ、我が国における同種の調査の中で最大規模のものであることから、人名用漢字部会の審議においては、「常用平易」な漢字の選定に当たっては、この調査結果を活用することが最も合理的であると判断されたものである。

人名用漢字部会は、まず、当時、人名用漢字に含まれていなかつた JIS 第 1 水準の漢字計 770 字から「漢字出現頻度数調査(2)」(資料 3) に現れた出版物上の出現頻度に基づき、出現順位 3012 位以上の漢字 503 字について「常用平易」と認めるのを相当と考え、選定した。この出現順位 3012 位というのは、調査の対象書籍 385 誌における出現回数が 200 回以上のものであり、これは平均すると過半数の書籍に出現する漢字ということができる。また、約 3330 万字の活字のうち、出現順位 3012 位までの漢字の出現回数の累積度数は、同調査中の 99.56 パーセントを占めていた。

上記 503 字以外の JIS 第 1 水準の漢字及び JIS 第 2 水準以下の漢字については、上記出現頻度のほか、追加要望法務局(平成 2 年から平成 15 年 1 月までに全国の各市町村窓口に届出・相談された要望漢字について、管轄法務局を 1 単位とした合計法務局数 [最大 50]) が 6 以上で常用平易性を認めるなど、実際の戸籍取扱窓口における追加要望の有無・程度などを総合的に考慮して、計 75 字を選定した。

本件で問題となっている「巫」は、JIS 第 2 水準の漢字ではあるが、いずれの基準も満たさなかつたため、検討の結果、上記 578 字 (503 字と 75 字の合計) には入らなかつた(「漢字出現頻度数調査(2)」(資料 3) では、「巫」の出現順位は 2592 位で、出現回数は 418 回であつた。そして、対象書籍が約 860 誌に、対象活字が約 5000 万にそれぞれ増加した「漢字出現頻度数調査(3)」(資料 5) では、「巫」の出現順位は 2683 位で、出現回数は 510 回であつた。)。

## (2) パブリック・コメント手続の実施

人名用漢字部会においては、ひとまず、専ら当該漢字が「常用平易」と認められるか否かの観点から選定を行い、漢字の意味が人名にふさわしいものであるかどうかについては考慮しないこととされた。一部の委員から「人名

にふさわしいかどうかも考慮して漢字を選定すべきである。」との意見も出されたが、戸籍法50条1項は、子の名には「常用平易な文字を用い」としか規定していないこと、人名にふさわしいか否かの判断は主観的な判断であり、それを選別することは容易でないことなどから、パブリック・コメント手続による国民の意見も参考にした上で、改めて検討すべきであるとの意見で一致した。

そのため、上記(1)イの方針に基づいて選定した漢字合計578字について平成16年6月11日から同年7月9日までの間、法務省のホームページ上においてパブリック・コメント手続を実施した。

パブリック・コメントに寄せられた意見数は、全部で1308件であり、その内訳は、全体の約81パーセントの1058件が人名用漢字の範囲の見直し（拡大）に賛成であったが、全体の約56パーセントの729件が「人名にふさわしくない漢字は削除すべき」との意見であり、削除要望が10件以上あった字は117字に及び、削除要望が100件を超える字も9字あった。

人名用漢字部会は、上記パブリック・コメントの結果も勘案しつつ検討を行い、「名に用いることが社会通念上明らかに不当である」と判断した88字を削除することとした。

また、パブリック・コメントとして寄せられた意見のうち、「掬」（JIS第1水準）については、「漢字出現頻度数調査(2)」における出現順位は3160位（出現回数156回）であったものの、人名用漢字として採用すべきとの意見が27件と多かったことから、追加すべき字種に選定することとされたが、本件文字については、人名用漢字への追加要望はなかった。

### 3 平成16年答申後における経緯

(1) 上記2のような審議を経てされた平成16年答申を受け、法務大臣は、平成16年9月27日、施行規則別表第二を全面改正した（平成16年法務省

令第66号。以下「平成16年改正」という。)。そこでは、従来の人名用漢字290字に法制審議会答申の488字及び許容字体205字を加えた合計983字を「漢字の表」(従来の「人名用漢字表」をいう。)に掲げるという改正が行われ、常用漢字1945字に上記の「漢字の表」の983字を加えた計2928文字の漢字の中から子の名に用いる文字を選択することができることになった。

(2) その後、平成21年4月30日、施行規則の一部改正が行われ、施行規則別表第二に「拏」及び「穹」の2字が追加された(平成21年法務省令第24号)。

(3) さらに、平成17年3月に文部科学大臣から諮問された「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」に関し、文化審議会は、平成22年6月7日、文部科学大臣に対し、「改定常用漢字表」を答申した(資料6)。この「改定常用漢字表」では、196字が常用漢字表に追加される一方、5字が常用漢字表から削除された。そして、これを受け、平成22年11月30日、「常用漢字表」が平成22年内閣告示第2号をもって告示され、同日施行された。

これに伴い、平成22年11月30日に施行規則の一部改正が行われ、別表第二に掲げられている漢字のうち、「常用漢字表」に追加された漢字を別表第二の表から削除し、「常用漢字表」から削除された漢字を別表第二の表に追加した(平成22年法務省令第40号)。

これらにより、現在では、施行規則別表第二に掲げられている漢字と「常用漢字表」の漢字を合わせ、2997字の漢字の中から子の名に用いる文字を選択することができるようになっている。

このように、「常用平易な文字」の具体的な範囲は、時代の推移や国民意識の変化等の事情を踏まえた上で、法制審議会等における学識経験者、実務家等の専門家の幅広い意見と慎重な調査審議に基づいて定められたものであ

る。

なお、上記平成22年11月30日の施行規則の一部改正に先立って行われたパブリック・コメントでは、6件の意見が寄せられたが、更なる文字の追加を求める意見はなかった（資料7。なお、6件の意見は重なっていたため、資料7では二つにまとめられている。）。

#### 第4 最高裁平成15年決定について

最高裁平成15年決定は、戸籍法50条1項の子の名に用いることができる文字について、「社会通念上、常用平易であることが明らかな文字を子の名に用いることのできる文字として定めなかった場合には、法（引用者注：戸籍法）50条1項が許容していない文字使用の範囲の制限を加えたことになり、その限りにおいて、施行規則（引用者注：戸籍法施行規則）60条は、法による委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効と解すべきである。」、「上記の場合には、戸籍事務管掌者は、当該文字が施行規則60条に定める文字以外の文字であることを理由として、当該文字を用いて子の名を記載した出生届を受理しないことは許されないというべきである。」、「家庭裁判所及びその抗告裁判所は、審判、決定手続に提出された資料、公知の事実等に照らし、当該文字が社会通念上明らかに常用平易な文字と認められるときには、当該市町村長に対し、当該出生届の受理を命ずることができるというべきである。」と判示し、人名用漢字以外の漢字であっても、社会通念上明らかに常用平易な文字であれば、これを用いることを認めるとの判断を示した。

しかし、この最高裁平成15年決定の当時は、上記第3の1のとおり、平成2年に人名用漢字が大幅に拡大された以降は、個別の字の追加しかされなかつたため、「社会通念上明らかに常用平易な文字と認められる」文字を使用した出生届書が提出された場合に、その受理を認めるべき必要性はあったという余地はある。これに対し、現段階では、上記第3の2及び3で述べたように、平

成16年に法制審議会の答申やパブリック・コメントの結果等を踏まえ、人名用漢字は大幅に見直しが行われており、それ以降にも、平成21年4月30日に施行規則の一部改正、平成22年11月30日に常用漢字表の改定、同日の施行規則の一部改正が行われていることから、施行規則60条の内容は、平成15年当時に比べて人名用漢字が大幅に拡大されており、使用できる漢字が増加しているのであるから、常用平易な漢字の範囲は、基本的に同条に列挙されているものに限られると解すべきである。そして、今後、時代の推移、国民意識の変化等があり、施行規則60条に列挙された範囲外の漢字が「社会通念上明らかに常用平易な文字と認められるとき」があるとしても、戸籍事務の円滑な処理や全国統一的な処理を確保する観点からは、そこにいう「明らかに」という要件は、何人にとっても判断に迷うことなく「常用平易な文字」に該当することが明らかなような場合に限定されるべきである。

## 第5 本件文字は「社会通念上明らかに常用平易な文字」に当たらないこと

### 1 本件文字に常用平易性は認められないこと

(1) 上記第3のとおり、平成16年改正及びその後の改正においては、最高裁判成15年決定を踏まえ、常用平易性の有無という観点から、時代の推移や国民一般の要望を考慮し、かつ、学識経験者、実務家等の専門家の幅広い意見と慎重な調査審議に基づいて、常用平易な文字が網羅されて、人名用漢字の具体的範囲が定められたのであり、これに入らない文字については、常用平易な文字に当たらないとの判断が明確に示されたといえる。

したがって、常用漢字及び「漢字の表」に掲げられた漢字こそが常用平易な文字であり、現時点において、常用平易性に関する新たな特段の事情がない限り、施行規則60条に列挙されたもの以外の漢字については常用平易とは認められないと解すべきである。

しかしながら、本件文字は同条に列挙されていない。すなわち、本件文字

については、JIS第2水準の漢字であるため、平成16年改正において検討の対象とされたものの、上記第3の2のとおり慎重な検討を行った結果、常用平易性が認められなかつたものである。

(2) なお、最高裁平成15年決定は、「曾」の字が常用平易であると判断するに当たり、①平仮名の「そ」や片仮名の「ソ」がいずれも「曾」の字から生まれたこと、②「曾」の字を構成要素とする常用漢字が5字もあり、いずれも常用平易な文字として施行規則60条に定められていること、③「曾」の字を使う氏や地名が多く、国民に広く知られていることを指摘している。しかしながら、本件文字については、①平仮名、片仮名の字源となっているとの事情もなく、②本件文字を構成要素とする常用漢字及び人名用漢字もないし、③「日本の苗字七千傑」と題するホームページ上で、「巫」を含む苗字を検索しても3件しか該当がない上（資料8。なお、「御巫」は「みかなぎ」、「みかなみ」、「かんなぎ」等、「巫」は「かんなぎ」等、「巫部」は、「いちこべ」、「かんなぎ」、「こうない」等と読むものと考えられ、「み」とは読まない。）、国土地理院がホームページ上で提供している地図閲覧サービスで「巫」を含む地名を検索しても2件しか該当がない（資料9。なお、「巫子沼」は「いたこぬま」と読む。）など、本件文字を使う氏及び地名はあるもののその数は極めて少ないという事情がある。加えて、「巫女」を「みこ」と読むのは難読とされている（資料10）という事情もあるから、本件文字について、最高裁平成15年決定が「曾」の文字の常用平易性を認めるに当たって指摘した事情を検討しても、本件文字は何ら常用とも平易ともいえず、まして、上記第4で述べた「何人にとっても判断に迷うことなく常用平易な文字に該当することが明らかなような場合」には到底当たらない。

(3) したがって、本件文字について、常用平易性が認められないのは明らかである。

## 2 本件文字に安易に常用平易性が認められた場合の悪影響

上記のとおり、範囲が一義的ではなく専門的な観点からの検討が必要な「常用平易性」について、平成16年改正段階で専門家の検討結果を踏まえて、その範囲が明示された以上、時代の推移、国民意識の変化等の事情がなければ、施行規則60条が尊重されるべきである。

逆にいえば、平成16年改正が行われ、さらに平成21年及び平成22年にも施行規則が改正されたばかりであるにもかかわらず、安易に常用漢字表にも別表第二にもない漢字が「常用平易」と認められるような事態になれば、常用平易な漢字の範囲を画すべき常用漢字表や別表第二が有名無実になるに等しく、戸籍事務を管掌する者にとって、よりどころがなくなり、常用漢字表にも別表第二にもない漢字が子の名に使用された出生届書が提出されるたびに、その都度常用平易性の検討をしなければ受理不受理を決定することができないといった事態を招きかねない。

そのような事態が、全国統一的で、かつ、迅速適正な戸籍に関する事務の処理に多大な悪影響を及ぼし、全国の戸籍事務が混乱することは必至であり、ひいては住民サービスの質の低下にもつながってしまうのである。

### 3 原審判が指摘したような事実は常用平易性の根拠とはなり得ないこと

#### (1) 人名用漢字部会において、「常用平易な文字」を専門的な観点から検討していること

原審判は、「本件文字は、前記の人名用漢字部会における選定過程において、要望の有無・程度などから選定の対象とされなかつたものと解され、本件文字の常用平易性ないし使用による弊害の有無等について、選考過程において個別具体的に検討された形跡はなく、同部会において、本件文字が常用平易性を欠いていると個別の・積極的な判断がされたものと評価すべきとはいえない。」と判示する（原審判7ページ）。

しかしながら、上記第3の2(1)アで述べたとおり、人名用漢字部会においては、「常用平易と認められるか否か」に関し、JIS第1水準漢字のは

か、本件文字を含むJIS第2水準漢字を検討対象の漢字とし、基本的に、「漢字出現頻度数調査(2)」(資料3)に現れた出版物上の出現頻度や全国の市区町村の窓口等に寄せられた人名として具体的に使用したいという要望の数を集計するなどし、さらにパブリックコメント手続の結果等も勘案しつつ、専門的な観点から検討した結果、新たな「漢字の表」(施行規則別表第二)に掲げる漢字を選定したものである。

このように、従前の人名漢字表の内容を全面的に見直すための専門的で詳細な検討結果を受けて、平成16年の「漢字の表」が定められたのであり、その段階では、正に常用漢字表及び施行規則別表第二に掲載された漢字が専門家によって「常用平易な文字」と判断されたものであるから、それ以外の漢字は常用平易な文字ではないと判断されたと考えられるのである。そもそも戸籍法50条2項が常用平易な文字の範囲を法務省令で定める旨規定した趣旨は、社会通念に基づいて判断されるべき常用平易な文字の範囲は必ずしも一義的に明らかではなく、時代の推移、国民意識の変化等の諸事情によつても変わり得るものであるところにある。そうすると、ある文字が常用平易か否かについて裁判所が判断できる場合があるが、この場合でも、ある文字の常用平易性について合理的な判断を行うことができるだけの知識や経験を有する専門家が合理的根拠に基づき、国民の声も踏まえて行った判断については、これを尊重することが求められるというべきである。そして、上記の事情(上記「2 平成16年答申に先立つ人名漢字部会における審議」及び「3 平成16年答申後における経緯」参照)に照らせば、原審判の判示は相当ではない。

(2) 総画数、構成要素等の事情は、それだけでは常用平易性を認める根拠となるないこと

原審判は、本件文字の常用平易性を認める理由として、「比較的画数が少なく、また、たくみへん(工、部首名)と「人」という単純かつ一般的な構

成要素からなる。」と判示する（原審判7ページ）。

確かに、本件文字の総画数は7画でさほど多くなく、その構成要素である「工」及び「人」は、いずれもJIS第1水準の漢字である。

しかし、本件文字と同じ総画数が7画の漢字であっても、到底平易とはいえない漢字が多数含まれているといえるので（資料10），画数のみで平易かどうかを判別することができないのは当然である。

また、総画数が多くなく、構成要素が単純かつ一般的であることは、その漢字がどのように用いられているかとは関係がないから、常用性の根拠にはならないはずである。

したがって、総画数が多くなく、構成要素のいずれもが単純かつ一般的であることのみをもって、常用平易性を認める根拠とはならない。

(3) 「漢字出現頻度数調査(2)」（資料3）における出現順位では常用平易であると判断できないこと

本件文字「巫」は、「漢字出現頻度数調査(2)」（資料3）では出現順位2592位、「漢字出現頻度数調査(3)」（資料5）では出現順位2683位であるところ、原審判は、本件文字の常用平易性を認める理由として、「平成16年の前記法制審議会の答申では、「漢字出現頻度数調査(2)」における出現順位3012位内というのが選定の一基準として考慮されている。（中略）本件文字は同順位内である。」と判示する（原審判8ページ）。

しかしながら、平成16年答申に先立つ人名用漢字部会における審議においては、当時、人名用漢字に含まれていなかったJIS第1水準の漢字計770字から、「漢字出現頻度数調査(2)」（資料3）の出現順位3012位以上の漢字503字について「常用平易」と認めるのを相当と考え、これらの文字を選定したものである（上記第3の2(1)イ参照）。JIS第1水準の漢字については、原則として常用平易性が認められるであろうという観点から検討が行われていたのに対し、JIS第2水準の漢字については、そのよ

うな前提が認められることから、常用平易性を個別に検討されていたのであるから、JIS第2水準である本件文字について、その出現順位が3012位以上であるということだけを重視して、本件文字が常用平易であると判断することは、当時の審議における考え方とは全く異なるものであり、合理性に乏しい。

なお、平成16年答申は、単に「『常用平易』な漢字については、JIS漢字（JISX0213）から、基本的に「漢字出現頻度数調査（2）」（平成12年文化庁作成）に現れた出版物上の出現頻度に基づき、要望の有無・程度なども総合的に考慮して選定する。」（資料2）としており、原審判の判示するように、平成16年答申において、出現順位3012位内という具体的な出現順位まで、選定の一基準として言及しているものではない。

#### (4) JIS第2水準の漢字について安易に常用平易性を認めることができないこと

原審判は、本件文字の常用平易性を認める理由として、「本件文字はJIS第2水準漢字である。JIS漢字は、コンピューター等における情報交換に用いる文字の符号化を規定した規格であり、昭和53年に通商産業大臣が制定し、その後改正が重ねられている規格であり、その制定当時からあるJIS第1水準及びJIS第2水準の漢字規格は、社会一般において幅広く用いられているものであり、コンピューターによる戸籍事務にも何ら支障をきたすものではない。」と判示する（原審判8ページ）。

JIS第2水準の漢字は、上記第3の2(1)アで述べたとおり、JIS第1水準の漢字と違って、個別分野用漢字として「主要4漢字表（情報処理学会標準漢字コード表、行政管理庁基本漢字、日本生命人名漢字表、国土行政区画総覧）のいずれかに現れ、第1水準漢字集合に含まれなかった漢字のすべて」により選定されたものであることから、人名用漢字部会においては、常用平易性を個別に検討し、常用平易性が認められるものについてのみ人名

用漢字に追加するのが相当であるとされたのである。

JIS第2水準漢字の一覧表は資料4のとおりであるところ、JIS第2水準漢字には、到底常用平易とはいえない難解な漢字も含まれている（例として、广、畠、鑿、蠹、鼈等）し、JIS第2水準の選定基準から見ても、その範囲に含まれているからといって、直ちにその文字が常用されていることや平易であることが認められるとはいえないことは明らかである。

(5) 本件文字を子の名として使用した場合に弊害が生じるか否かは常用平易性の判断とは関係がないこと

原審判は「本件文字を子の名として使用した場合、前記立法趣旨に照らして弊害が生じる余地があるか否かという観点から検討する。」（原審判7ページ）とし、検討の結果、「本件文字を子の名に使用したとしても、法50条1項が防止しようとする弊害を生じる事態を想定することは困難というほかない、本件文字は、本件に顕れた資料等に照らし、社会通念上明らかに常用平易な文字に該当すると認めるのが相当といるべきである。」と判示する（原審判8ページ）。

しかしながら、戸籍法50条2項が「常用平易な文字」の範囲を法務省令で定めるよう委任したのは、当該文字が常用平易な文字であるか否かは、社会通念に基づいて判断されるべきものであるが、その範囲は、必ずしも一義的に明らかではなく、専門的な観点からの検討を必要とする上、上記の事情の変化に適切に対応する必要があることなどから、その範囲の確定を法務省令に委ねた趣旨であり、施行規則60条は、この委任を受けて、専門家の関与等を経て、常用平易な文字を限定列挙したものである。そして、同条が、社会通念上、常用平易であることが明らかな文字を子の名に用いることのできる文字として定めなかった場合には、その限りで、戸籍法50条1項の委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効とされ、裁判所において、当該文字を子の名に使用した出生届ないしその追完届の受理を命じることができる

というにすぎず（最高裁平成15年決定参照），具体的に当該文字を使用することによって社会生活上の不便や支障がないかどうかという点が，当該文字を人名漢字として使用することの許否の判断基準になるものではない（名古屋高等裁判所平成21年10月27日決定・家庭裁判月報62巻8号65ページ参照）。

したがって，原審判の上記判示は，本件文字が社会通念上明らかに常用平易な文字に該当することの根拠になるわけではない。

#### （6）小括

以上のとおり，原審判が常用平易性を認めるに当たって判示した内容は，いずれも常用平易性を認める根拠にはならないものである。

### 第6 結論

以上のとおり，原審判が，本件文字について「社会通念上明らかに常用平易な文字に該当する」理由として指摘する事情は，いずれも，常用平易性と無関係な事情であり，かつ，平成16年，平成21年及び平成22年の施行規則改正時にも考慮済みの事情であるので，平成16年改正における「常用平易な文字に当たらない。」との判断を覆して，本件文字が「明らかに」常用平易性であると認めるに足りる根拠とは到底なり得ない。

したがって，戸籍法50条及び施行規則60条を正解せず，施行規則60条が「巫」を常用平易な文字として列挙していないことが戸籍法50条1項及び2項の委任の趣旨に反し違法であって，抗告人に対し，名を「天巫」とする出生届に係る追完届の受理を命じた原審判の判断は誤っている。

よって，抗告人は，原審判を取り消し，相手方の不服申立てを却下することを求める。

(参考資料)

- 1 資料1 法務局民事局付自見武士, 法務省民事局民事第一課係員赤間聰「戸籍法施行規則等の一部を改正する省令(子の名に用いることのできる漢字)の解説」(戸籍第764号)
- 2 資料2 法制審議会の平成16年9月8日付け答申
- 3 資料3 漢字出現頻度数調査(2) (平成12年3月文化庁文化部国語課作成)  
(抜粋)
- 4 資料4 J I S X 0 2 0 8 : 1 9 9 7 (平成9年1月20日改正日本工業標準調査会 審議) (抜粋)
- 5 資料5 漢字出現頻度数調査(3) (平成19年3月文化庁文化部国語課作成)  
(抜粋)
- 6 資料6 改定常用漢字表 (平成22年6月7日文化審議会答申) (抜粋)
- 7 資料7 「戸籍法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について (法務省民事局民事第一課作成)
- 8 資料8 日本の苗字七千傑 (インターネットでの検索結果)
- 9 資料9 電子国土Webシステムの地名・公共施設名検索 (国土地理院のホームページによる検索結果)
- 10 資料10 藤堂明保・加納喜光編「学研新漢和大字典」(学習研究社) (抜粋)

これは正本である。

平成26年8月8日

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判所書記官 大澤則之

